第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三各号列記以外の部分	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
法第百三十六条の三第一項第五号	年金給付等積立金
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第一号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百五十八条第三項に規定する
法第百二十条第三項に規定する基金の	
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十三第二号	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第五号
法第百三十六条の三第一項第五号	年金給付等積立金等
法第百三十六条の四第一項	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の四第一項
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十四	法
	年金給付等積立金
	年金給付等積立金等
	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十五	年金給付等積立金
第五十四条第一項において準用する第三十九条の十六	法第百三十六条の四第三項
第五十四条第一項において準用する第四十八条	第四十二条
附則第六条において準用する附則第五条第一項各号列記以外の部分	第三十九条の二第三項
附則第六条において準用する附則第五条第一項第一号	基金

	掛金収入（代行給付に要する費用に係るものを除く。）の額
附則第六条において準用する附則第五条第一項第二号	当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る責任準備金相当額
附則第六条において準用する附則第五条第二項	基金
	年金給付等積立金
第一項	法第四十八条の三
	企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会
第二項	次項及び第二十六条
	確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号
	連合会が
	法第四十八条の三
	企業年金連合会

存続連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の厚生年金保険法第一条の規定による改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金から交付を受ける額（代行給付に要する費用に係るものを除く。）	
当該存続連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を負つている者に係る平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額	
存続連合会	
年金給付等積立金及び積立金（平成二十五年改正法附則の規定により存続連合会が支給する確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者及び同法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等に係る年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金をいう。）	
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第四十条第八項	
存続連合会（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百五十三条第十二号	
次項	
平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百五十三条第十二号	
存続連合会が	
平成二十五年改正法附則第四十条第八項	
存続連合会	
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五十二条	

3　存続連合会について改正後確定拠出年金法施行令第二十条の二の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。